

山形県地方就職学生支援事業（地方就職支援金）

東京圏にお住いの大学生のみなさん！
山形県へ就職・移住する大学生を応援します！

山形県内の企業への選考面接に係る交通費の一部を
最大 11,900 円助成します！

※令和7年度から本支援金を受けた学生へ移住に係る移転費を支給することを予定しています。

対象経費

6月1日以降に実施される県内企業の選考面接に係る
交通費

対象の大学は
こちら

対象者

本部が都内にある大学の東京圏（※）に
あるキャンパスに在学する卒業年度の学生
※東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県



申請期間

令和6年10月1日（火）～令和7年2月28日（金）

申請先

移住予定先の市町

※以下の市町で実施を予定しております。

なお、記載のない市町村は地方就職支援金の対象外です。

実施市町（予定）

山形市、山辺町、中山町、寒河江市、東根市、金山町、米沢市、鶴岡市、
酒田市

※申請に当たっては、要件を満たすかどうか必ず事前に各市町の窓口にご確認ください。

※勤務地は山形県内である必要がありますが、移住先と異なる市町でも構いません。



詳しくは県HPを
ご確認ください。

山形県地方就職学生支援事業



「山形県U I ターン

就職活動交通費助成事業費補助金

地方就職支援金のほかに
県内へのU I ターン希望者
向けに交通費助成を行って
います！

※地方就職支援金と同一の交通費
を申請することができません。



※市町村でも独自に実施している助成金があります

■ 申請に係る要件

移住に関する要件

移住元に関する要件	次に掲げる全てに該当すること。 ①本部が都内にある大学の東京圏（※）にあるキャンパスに在学する卒業年度の学生 ※東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県 ②大学の卒業年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住している。
移住先に関する要件	次に掲げる全てに該当すること。 ①山形県に所在する企業に就職することが内定している。 ②卒業後に上記内定企業に就職し、山形県内に移住する意思がある。
その他の要件	次に掲げる全てに該当すること。 ①暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 ②日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 ③その他山形県及び市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

就業に関する要件

就業先に関する要件	次に掲げる全てに該当すること。 ①勤務地が山形県内に所在すること。 ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと。 ③暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。 ④官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。 ⑤就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
就業条件等に関する要件	次に掲げる全てに該当すること。 ①週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。 ②山形県内への勤務地限定型社員として採用予定であること。

■ 申請方法について

申請方法	申請書と必要書類を添えて、各市町の窓口に申請してください。 年度内の受付は10月1日から2月末日までです。 ※地方就職支援金は各市町の予算の範囲内で実施しています。予算上の理由等により支援金の交付が不可となる可能性がございますので、申請前に必ず移住予定先の市町の窓口までお問い合わせください。
------	--

※ 注意事項 ※

※対象市町から転居した場合または対象の職を辞職した場合等には地方就職支援金の一部又は全部返還が求められます。
※地方就職支援金と「山形県U/Iターン交通費助成事業費補助金」には同一の交通費を申請することができません。